

平成28年 5月18日

平成28年 5月18日

平成28年第3回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第49号

平成28年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年5月11日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成28年5月18日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

議案第58号 南部町監査委員の選任について

議案第59号 南部町副町長の選任について

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

真 壁 容 子君

平成28年 第3回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年 5 月18日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成28年 5 月18日 午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第58号 南部町監査委員の選任について
- 日程第11 議案第59号 南部町副町長の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第58号 南部町監査委員の選任について
- 日程第11 議案第59号 南部町副町長の選任について

出席議員（13名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
14番 秦 伊知郎君	

欠席議員（1名）

13番 真 壁 容 子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君	書記 ----- 杉 谷 元 宏君
	書記 ----- 田 中 優 美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君	教育長 ----- 永 江 多輝夫君
総務課長 ----- 松 田 繁君	行財政改革推進室長 ----- 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ----- 大 塚 壮君	防災監 ----- 種 茂 美君
税務課長 ----- 伊 藤 真君	町民生活課長 ----- 山 根 修 子君
教育次長 ----- 板 持 照 明君	総務・学校教育課長 ----- 見 世 直 樹君
病院事務部長 ----- 中 前 三紀夫君	健康福祉課長補佐 ----- 藤 原 宰君
福祉事務所長 ----- 岡 田 光 政君	建設課長 ----- 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 ----- 仲 田 磨理子君	産業課長 ----- 頼 田 泰 史君

午前10時05分開会

○議長（秦 伊知郎君） それでは、定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は１３人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２８年第３回南部町議会臨時会を開催いたします。

開催の前に先立ちまして、去る４月の１４日、熊本、大分地方で起こりました大震災、４９名の方がお亡くなりになったという報道がございます。お亡くなりになられました方の追悼の意味で黙禱をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。黙禱。

〔全員黙禱〕

○議長（秦 伊知郎君） 着席。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、次の２人を指名いたします。

５番、植田均君、６番、景山浩君。

日程第２ 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４ 議案第５２号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第４、議案第５２号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細につきまして税務課長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、南部町税条例の一部改正について御説明いたします。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分を行いました。

では、お手持ちのほうに新旧対照表のほうをお配りしておと思いますので、これに沿って説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、1ページ目、第18条の2でございます。これは行政不服審査法の改正に伴う改正でございます。不服申し立ての手続を審査請求に一元化されたことに伴いまして、文言を審査請求に変更させていただいております。

次、第19条でございます。第19条は、修正申告等の場合における延滞金の計算の見直しでございます。平成26年12月12日に最高裁判所の判決を受けた計算期間のルールの見直しが行われ、それがこのたび明文化されたものでございます。

明文化された内容につきましては、遺産相続の件で課税されていた者が、当初賦課されたものに対して減額更正を行われました。それで税務署等がそれを認めて還付されましたが、その後、税務署がさらにやっぱりもうちょっと払っていただきたいということで、当初賦課した金額まではいかなかったんですけど、若干追加課税をされたことに伴って延滞課税がそれに対して賦課されたことに伴う裁判でございました。

裁判所の判決としては、延滞税を課する内容ではないということで判決が出たことに伴って、このたびそのルールが明文化されたことでございます。19条はそういった内容の改正でございます。この改正につきましては、43条、48条、50条も同様の内容でございます。

2ページ目でございますけども、34条の4、法人税率の改正でございます。現在、我が国では法人税率を下げるような方向で進んでおりまして、34条の4で、従来100分の9.7を100分の6.0とするものの改正を行っております。

４３条は、先ほど説明したとおりでございます。

はぐっていただきまして、４８条も先ほど説明したとおりでございます。

５０条も先ほど説明させていただきました。

続きまして、５６条でございます。５６条は、厚生労働省のほうで独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が施行されて、平成２８年４月１日に独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合されました。新法人においても、引き続き国の委託事業が円滑に行われますように税制上の措置が講じられることに伴い、このたびの独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する者に限って固定資産税の減免を行うというような内容になっております。

５６条と５９条がそれに伴うものの改正でございます。

続きまして、１０ページの附則の６条でございます。附則の６条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで、従来の医療費控除の考え方に新たにセルフメディケーション推進のためのスイッチＯＴＣ医薬控除が創設されたということでございます。

従来、医療費控除は病院にかかったものに対して対応しておりましたけども、このたびのこの６条の改正はセルフメディケーションといいまして自主服薬という、自分で病院にかからずに市販薬を買ってそれで常に健康を意識している、特定健診とかがん検診とか予防接種とか、いろいろ自分に普段から気を使ってメンテをしておる方がちょっと調子が悪いといって薬を買ってというところで、それが１万２，０００円を超えたところから控除の対象になって８万８，０００円が上限でございますけども、そういった新しい控除の体制が整えられたということで、これについては平成２９年１月１日以降から平成３３年１２月３１日までのそういった対象医薬品を買われて申告に使われるようになったというものでございます。

次に、１０条の２は、固定資産税の減免に対して補助金の項目が含まれたというところでございます。

はぐっていただきまして、１２ページですけども、たばこ税に関する経過措置の表がだらだらと並んでおりますけども、これは旧３級品たばこの特例控除が廃止に伴う関係で、昨年の３月に専決で改正しておりましたけども、文言の修正等がございましたので、このたびこの表のように文言を訂正させていただく改正になっております。

以上が説明の内容でございますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けましたが、提案に対して質疑ありますか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 34 条の法人税割の税率の減額ということで、説明は法人税が引き下げられる流れの中でのこのたびの改正という説明だと思いますが、私の理解はちょっと違ってまして、そうではない。国会で議論がありまして、政府はこの消費税 8 % の引き上げ時点で、地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして地方税である法人、住民税の一部を地方法人税（国税）として地方交付税の原資とする仕組みをつくったというのが今の法人税の本質なんです。それで、これ国会で議論があったので、意義は、説明が間違いだということを課長は認められませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 100 分の 9.7 から 100 分の 6.0 に引き下げられたというところしか述べておりませんので、裏にあるところについては詳細についてはわかりませんので、植田議員のおっしゃるとおりかもしれませんし、確認はさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、よろしいですか。

○議員（5 番 植田 均君） 答弁ができないのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 先ほどの質疑で申しましたように、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきでありまして、こういう地方間で国が取ってそれを持っていくと、こういう小細工をするべきではなくて、国が財源を地方に責任を持って配分すべきという立場で反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） これは専決処分でございます、地方税法が改正になりまして 3 月 31 日に公布されて、早速 4 月 1 日から実施されたという案文でございます、中身についてはる課長が述べたとおりでございます、これについては反対する余地はないと、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第52号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

反対の意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第52号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第5 議案第53号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第53号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細につきまして担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。そうしますと、先ほどに引き続いてこの新旧対照表の最後の16ページ、17ページで御説明いたします。御準備ください。よろしいでしょうか。

そうしますと、南部町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。このたびの改正は国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。2条、23条において、今述べますとおり改正をさせていただいております。

まず、基礎課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を17万円から19万円に引き上げております。介護納付金課税限度額16万円については、変更はございません。

次に、国民健康保険税の軽減措置の拡充を改正について行っております。国民健康保険は7割軽減、5割軽減、2割軽減がありますけれども、このたびは5割軽減、2割軽減のところについて変更を行っております。

5割軽減の世帯にあつて、被保険者の数に乗すべき金額を現行26万円から26万5,000円に、2割軽減世帯にあつては、被保険者の数に乗すべき金額を現行47万円から48万円に引き上げを行っております。

施行日については、平成28年4月1日から施行し、28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上が改正の内容でございますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して説明がございました。質疑はありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点ですが、ちょっとお聞きします。

これで修正がこのたび出されますが、これに該当する世帯というのが何世帯ぐらいあるんでしょうか。

それと、これによってどれだけの金額がプラスになるでしょうかということ。この2点についてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。このたびの軽減措置による改正についてですけれども、全体で税収としては52万2,000円増額になっておりますけれども、5割軽減、2割軽減のところで、例えば医療費分とでは、5割軽減で9世帯対象となりました、新たにです。2割軽減では2世帯対象となっております。限度額、ここでは改正前は6世帯ありましたけれども、改正後は5世帯に変わりました。

後期高齢分については、5割軽減の対象世帯は9世帯、新たに対象となりました。2割軽減は新たに2世帯対象となっております。限度額の対象となられた方は11世帯、新たに対象となっております。ここで65万4,000円の影響が出ております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最初に聞いておったらよかったんですけども、結局、該当世帯というのは総数で幾らになりますか、合計として。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。もう一度説明させていただきます。医療費分については、5割軽減が改正前が317世帯、改正後が326世帯で、9世帯の増でございます。2割軽減世帯は222世帯ありましたが改正後は224世帯で、2世帯増となっております。

後期高齢の軽減については、5割軽減のところが改正前が317世帯、改正後が326世帯で、9世帯の増。2割軽減は222世帯から224世帯で、2世帯の増というふうになっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この国民健康保険税というのは負担感が重いという実感をいつも言うんですけども、今回の改定によりましてどれだけ税收、実増を見込んでいるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。先ほども述べましたけども、全体では52万2,000円の増というふうになっておりまして、低所得者のところを軽減をして、高所得者のほうから徴収を強化したという格好で、52万2,000円の増というふうに改正がなされております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 国民健康保険税というのは、先ほどの地方法人税と同じ理屈で回っているんだなということがよくわかったんですよ。結局、被保険者の中で何とかしなさいと。だから、全体としての負担感の重さを何とかしようというような根本的な思想といいますか、方向性が見えてこないわけですし、私はやっぱり、この前やっと国も重い腰を上げて3,400億でしたか、地方に国保税の支援をしたんですけど、それをもっと強く求めていくということを目指して、この議案には反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この国保の関係でございますが、全体では町としては52万円の税收が上がっておりますが、これは基礎税額の所得割の資産割のやつ、その合算が52万円が54万円に上がった世帯が1世帯、そのために今まで52万円だった人のが54万になった

ら6世帯あったのが1世帯少ないということは、5世帯の人がたくさん払うようになったという、高額所得者にはちょっとお金払ってねと。

あとの、反対されましたけど、今回の減額ですけど、5割軽減、2割軽減の方の拡充が図られたんです、これは。今、数字言われましたが、これに該当する方が5割軽減の人が326世帯、全体で。2割軽減の方が224世帯、合わせて大体550世帯ぐらい恩恵を受けておられるんですよ。全体で千何ぼだったか保険者がおりますけども、そのように要は、低所得者に対して厚くされた軽減されている条例でございまして、これがもし、いけんということになれば、この軽減している方やちがまたちょっと、植田議員が言われてるように負担感が重いというような感じになりまして、所得がたくさんある人はちょっと払ってもらえませんか。分配していえば何ぼかわかると思う、5世帯で52万円上がったと。5で割れば大体、10万近く1人当たりが上がりますけども、あとの低所得者の方はそれなりに下がっているような条例でございまして、これに関しては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第53号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第6 議案54号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第54号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度南部町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、松田繁君。

○総務課長（松田 繁君） 総務課長でございます。それでは説明をさせていただきたいと思
います。説明につきましては、別冊でお手元にお配りしております平成27年度南部町一般会計
補正予算書（第7号）のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、御用意いただきた
いと思います。

それでは、表紙をはぐっていただきまして1ページでございます。

議案第54号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,719千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ7,448,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月31日

専決 南 部 町 長 坂 本 昭 文

それでは、はぐっていただきまして、説明をさせていただきますが、5ページをごらんいただ
きたいと思います。第2表、繰越明許費補正でございます。追加でございまして、5款農林水産
業費、2項林業費、広域基幹林道事業につきまして、40万の追加をお願いするものでございま
す。これは工事のおくれによりまして、平成27年度に行う予定であったものの一部を繰り越す
ものでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。第3表、地方債補正でございます。
変更でございまして、起債の目的、広域基幹林道整備事業債、これにつきまして限度額を200
万円から130万円に変更するものでございます。これは工事のおくれによりまして事業費が減
となったことに伴い、限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方
法につきましては変更はございません。

それでは、今度は歳入歳出について説明させていただきたいと思いますが、まず最初に歳出のほうを説明させていただきたいと思います。はぐっていただきまして14ページをごらんいただきたいと思います。歳出につきまして、主なものにつきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、2款総務費、1項総務管理費の中でございますけれども、8目基金管理費でございます。1億8,370万6,000円を増額し、2億8,427万7,000円とするものでございます。これは積立金につきまして、ふるさと寄付が見込みより多かったものの増額、これが3,370万6,000円。それから、このたびの補正予算の収支差によりまして、これを財政調整基金へ積み立てるものが1億5,000万円でございます。

それから、その次ですけれども、13目諸費405万8,000円を増額いたしまして、2,223万1,000円とするものでございます。これにつきましては地方創生関連の交付金事業につきまして実績によりまして、補助金の返還が生じましたので計上するものでございます。

それ以降につきましては、主に事業費の確定による増及び減でございますけれども、次の15ページの下の方ですが、4款衛生費、2項環境費、1目環境衛生費でございます。114万2,000円を増額し、300万2,000円とするものでございます。これは繰出金でございますけれども、墓苑事業特別会計繰出金でございまして、墓地返還後の使用者がなく、財源が不足するため増額を行うものでございます。

その次の2目環境対策費でございます。423万3,000円を減額し、501万3,000円とするものでございます。これは事業費の確定に伴いまして減額するものでございますが、住宅用太陽光発電システム設置事業が334万7,000円の減などとなっております。

次、はぐっていただきまして、5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。1,782万3,000円を減額し、1億6,314万6,000円とするものでございます。主なものでございますけれども、がんばる地域プラン支援事業が1,191万7,000円の減、それから集落営農体制強化支援事業、これが150万7,000円の減、汗かく農業者支援事業が103万9,000円の減などでございますが、これらはいずれも事業費の確定によりまして減額を行うものでございます。

その次、9目農地費でございます。552万6,000円を減額し、6,534万8,000円とするものでございます。これにつきましても事業費の確定によるものでございまして、農地中間管理機構集積協力金交付事業でございます。

次に、17ページをごらんください。5款農林水産業費、2項林業費、2、林業振興費でござ

います。これは1, 555万1, 000円を減額し、2, 780万3, 000円とするものでございます。この事業も事業費の確定による減額を行うものでございますが、主なものといたしましては有害鳥獣駆除事業が573万1, 000円の減、それから、竹林整備事業が379万8, 000円の減などでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費でございます。230万6, 000円を増額し、5, 642万4, 000円とするものでございます。これは道路維持事業でございますけれども、2月、3月に予想以上の積雪がございまして除雪費を増額するものでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。8款消防費、1項消防費、3目災害対策費27万1, 000円を増額し、3, 797万5, 000円とするものでございます。これは災害の際の職員手当でございますが、時間外勤務手当、それから管理職員特別勤務手当を増額するものでございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。26万円を減額し、9, 986万2, 000円とするものでございます。これは土曜開校事業につきまして計画変更を行ったことによるものでございます。

歳出につきましては以上でございますが、次、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。

9ページに戻っていただけますでしょうか、9ページをごらんください。歳入でございます。まず、1款町税、1項町民税、2目法人でございます。これは法人税につきまして、3月補正予算計上時に一部漏れていたものがございまして、それを計上するものでございます。

それから、その次の2款地方譲与税からその次のページの10ページの一番上、7款自動車取得税交付金までにつきましては、これ額の確定による増減額の補正を行うものでございます。

それから次、10ページの2番目でございますけれども、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、2億5, 336万9, 000円を増額いたしまして、35億6, 933万5, 000円とするものでございます。これは特別交付税が3月に確定いたしましたので、増額を行うものでございます。

次ですけれども、今度は14款国庫支出金、1項国庫負担金の2目災害復旧費国庫負担金でございますが、1, 027万8, 000円を増額し、1, 027万9, 000円とするものでございます。これは河川災害復旧費国庫負担金でございますけれども、平成25年災害の認定ということがありまして、このたび増額ということを行うものでございます。

それからその次、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。

860万8,000円を減額し、1億1,776万3,000円とするものでございます。これは個人番号カード交付事業費の額の確定に伴って補助金の減額をするものと、それから、地方創生加速化交付金につきまして、空き家バンク活用事業が加速化交付金の対象外となったことによる減額でございます。

その次は、11ページをごらんいただきたいと思います。15款県支出金、2項県補助金の一番下の欄ですけれども、4目農林水産業費県補助金でございます。2,262万9,000円を減額し、2億4,012万6,000円とするものでございます。これは事業費の確定に伴いまして、交付金、補助金等が減額となるものでございます。

次にはぐっていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思います。17款寄附金、1項寄附金でございます。1目一般寄附金413万5,000円を増額して、413万6,000円とするものでございます。これはNOKからの寄附400万円が主なものでございます。

それから、2目ががんばれふるさと寄付金3,370万6,000円を増額し、4,870万6,000円とするものでございます。これはふるさと寄付金が見込みより多かったために増額とするものでございます。

それから、一番下の欄ですが、18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金でございます。1億4,170万4,000円を減額するものでございます。これにつきましては、減債基金への繰入金の必要がなくなったため減額を行うものでございます。

歳入の主なものにつきましては、以上でございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。給与費明細書でございます。先ほどちょっと説明させていただきましたが、災害時の職員の時間外勤務手当等を増額ということで、27万1,000円増額をしたものでございます。

それから、一番最後でございます。21ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。このたび起債の変更によりまして、広域基幹林道整備事業債が70万円減額ということになりましたので、普通債がその分減ということで、当該年度予算分の普通債が70万円の減、そして合計がその減によりまして6億6,730万円ということになります。それに伴いまして年度末現在高の見込み額も変更をしております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりましたが、提案に対して質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） これは専決なので、いずれ９月議会で、決算で細かいところは聞けばいいと思いますので、大きなところで質問をしてみたいと思いますが、結局、歳出で基金が新たに補正で１億８，３００万積み上がったわけですね。これはふるさと寄付の増額も含めてですけども、それと、予算の執行できなかったということの結果だと思うんですよ。これを私、住民要求等、町の施策がうまく即している状況から、少し政策が住民要求とうまくかみ合っていないということをあらわしているのではないかと私は見るんですけども、この見解に対する意見をお願いいたします。

それから、NOKからの寄附金でした。NOK、一般寄附ということでいただいたそうですが、これ目的とかどんな目的で使ってほしいとかということがあったらお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、松田繁君。

○総務課長（松田 繁君） 総務課長でございます。予算の全体の余りというようなこと、ございますけれども、予算を計上する際になかなかこの事業費自体が最初から確定しているものばかりというわけではございませんで、やはり事業をやりながら固まってくるということもございますし、それから事後やったところで、やはり予算があるからといって無駄に使うということは当然慎まなければいけないこととございまして、当然より安い形でできるものであれば安くやっていくということもございます。本来でしたら、その都度、都度、補正とかいうことで修正をかけていくということができればそれが一番いいとは思いますが、なかなか年度末にならないと事業費が確定しないということもございます。ただ、だからといって最初にじゃあ、どうせ余るだろうから最初から少な目に予算をつけておけばいいじゃないかということも、それはやっぱりできないことでありまして、やはり可能性というか、その辺は事業がやりやすいような予算もつけていかなければいけないということで、そういう余りも結果的には出ているものもあるかというふうには思います。ただ、やはり財政を統括する立場からすれば、できるだけ予算をつける段階でどのくらいの経費が必要なのか、それから、それがどういう見込みなのかということを勘案しながら、今後も引き続き予算を考えていきたいというふう考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） もう１点。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 失礼します。企画政策課長、大塚です。１点ありましたNOKからの寄附でございますけれども、何に使ってくれという目的はございません。寄附をしたい

からということで申し出がありまして、それをこちらのほうで受けたということになってます。
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと2点、教えていただきたいと思います。

予算書では10ページの、要は、特別交付税が2億3,000万入ったおかげでいろいろと回っておりますが、恐らくこれ特別交付税の中、どんな、普通交付税ならわかります。特別交付税の中身についてちょっと教えてもらいたいことと、同じ10ページの14款の国庫支出金の中で、南部町の目玉でありました地方創生加速化交付金が600万減額になっておりますね。それと、事業説明書の3ページ見ましたら、不用額がこの中で240万ほどですけども、この中でつらつらありますけど、ちらっと聞き漏らしましたけど、なぜそういうところが600万も返してごぜと向こうが言ったのか、その辺のところをちょっと、もう一つ詳しく教えてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、松田繁君。

○総務課長（松田 繁君） 総務課長でございます。では、地方交付税の関係の御説明をさせていただきますと思います。今年度、特別交付税でございますが、全体として今回増額をさせていただきましたが、総額が5億6,629万7,000円ということで、昨年が5億6,816万3,000円ということで、約180万円ほど減額ということにはなっております。ただ、もともとこれ災害等があった関係で、ちょっとことしも減るのではないかというふうに考えておりましたけれども、災害関係の減というのはありますけれども、逆に地方創生関係の移住定住対策等が新たにまたいただいたということもございまして、結果的に微減にとどまったという状況でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。（発言する者あり）答弁がありましたね。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。地方創生加速化交付金のマイナス600万ということなんですけれども、これにつきましては空き家対策、空き家バンク事業というのが該当になっておりまして、申請時にはこの名目を出しておりますが、実際、国からの交付決定につきましては不採択になったということがございまして、今回600万円を減額するものでございます。あわせまして今年度ですけれども、この部分につきましては県の移住定住交付金、2分の1事業ですけれども、そちらを活用するように考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

9番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） 今の空き家バンクが要はだめになったと。県の移住定住でやるということ、これはいいですけど、２分の１補助でしょ。南部町版ＣＣＲＣは、この空き家を使って移住してもらおうというのが大きな目玉でございまして、これはまた町長にお願いしてでも国に言っても、これは大事なことだないかと思う。全国でも空き家というのはたくさんあって、みんなこれを活用しようといって一生懸命やってるのは事実でございまして……（「その質が違う」と呼ぶ者あり）質が違う、中身が違うんか。その辺のことを説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） そういたしますと、事業の内容をちょっと御説明させていただきます。今回の空き家バンク事業ですけれども、県内外から移住された方をバンクに登録していただいて、その方がリフォームされるときに補助金として上限２００万円を３件分補助するという形になっておりますので、今回、議員さんがおっしゃられましたＣＣＲＣの空き家対策もありますけれども、それ以外に個人の方に補助金を交付するという事業でございまして。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 御理解していただけましたか。（「大方」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

１２番、亀尾共三君。

○議員（１２番 亀尾 共三君） ２点、お聞きします。

歳入のところなんですけど、町税で法人税がこのたび補正が４８８万９，０００円上がっておりますね。これが総額が６，１０２万円となるんですが、先ほど条例改正がありまして、法人税を含めてなんですけども。その中で当初予算が何ぼ上がってたか私もちょうと今、頭になんですが、これがどれだけ影響があるんでしょうか、新年度予算に対して。条例改正によってということが１点と、それから、１２ページで不動産の売り払い収入が上がっておりますね。これが一体、どういうことの売り払い不動産だったのでしょうか。この点についてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。まず、平成２７年度の法人税４８８万９，０００円の増額となっております、その一つに均等割現年分ということで３８４万２，０００円を計上しておりますけども、これは個別的に言いますとＪＡさんなんですけども、従業員規模が変わりまして法人税が、ちょっと正確じゃないけど４０万円台のところから一番マックスの３００万円のところに変わられたというところで、大きくここが伸びているところと、あ

と原工業団地にございますNOKさんの業績がよかったというところと、山水園さんの関係が非常に影響しておりまして、山水園さんについては何年かゼロ円というときもありましたが、突然ぼんと1,000万台というような格好になったりするもので、予算ベースでは丸々前年同推移型という格好では28年度予算でも計上しておりません。ある程度、波があるので、山水園さんのほうは。若干は伸ばしておりますけれどもというような予算計上になっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。（発言する者あり）

総務課長、松田繁君。

○総務課長（松田 繁君） 町有地等の売り払い収入の関係でございますが、主なものは、一番大きいものは、定期借地権つき土地があるんですけども、それを借りていた方が購入したいという話がありまして売却したというものが一番大きなものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この補正予算には反対するものであります。

行政からが、先ほど植田議員の質疑の中と意見にもあったんですけども、減額がかなり出ております。それはやっぱり住民の意向が十分に酌み取られてない予算計上になってんだないかということなんです。

それはそれとして、私が言いたいのは、いつも一般質問の中で町民の要望に基づいて、私が主に言うのは子育ての面のことなんですけど、支援をすべきだということを申し上げておりますけども、なかなかその後、取り組みが思うように私の要求に対してうまくいってないんですけども、何といいますか。結局、言いたいのは何かというと、予算としての金額からすると余るわけなんです。例えて言うと、一般の繰り入れを予定しておったんだけど、それは不必要になったんで全額それを減額するというような状況になっておりますね。全額とは言いませんが、ほぼ満額について返すという状況になってるわけなんです。そういう中でしたら、やはり魅力ある地域づくりのためにやっぱりそういう予算が余るような状況であれば、年度が近くなったんだけど改めて計上して繰り越しにでもさせて、そして次年度に繰り越しでもして、新たに住民の

要求を満たすようにすべきであるということを主張して反対するものです。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 6 番、景山です。私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほど反対者の方の御意見で、住民の皆さんのニーズと合致してないんじゃないかといったような反対理由も述べられたわけですが、私はその正反対ではなかろうかなというふうに考えております。道路をつけるとか建物を建てるといったような、行政が 100%自分の裁量でできるようなことばかりであれば、ほぼ 100%に近い執行率というのは可能でしょうけれども、住民の皆さんと行政が一緒になって行ったり、地域の活力を生み出すために住民の皆さんが主体的になってそれをサイドから支援していくといったようなソフトな事業については、総務課長からも説明がありましたが、90%とか80%ぐらいの確率で予算を立てていくということは実質的にはなかなか難しいと。ですので、より住民ニーズに即したような事業を組んでいくとなれば、こういった結果になるのもいたし方ないことではないかなという気がしております。残ったものについてはしっかり基金で積んで、財政力まだまだ弱いものがありますので、そういったことに生かしていつてある予算だというふうに思います。以上のことから反対すべき理由はないということで賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第54号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第7 議案第55号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第55号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第55号、専決処分の承認を求めることについ

て（平成２７年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細は、担当課長のほうから説明申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 失礼します。町民生活課長でございます。それでは、お配りしてあります別冊のほうで説明させていただきます。南部町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第２号）をごらんください。１ページでございます。

議案第５５号

平成２７年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成２７年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，９５４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２５，０９９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２８年３月３１日

専決 南 部 町 長 坂 本 昭 文

それでは、詳しいところを事項別明細によって説明させていただきます。３ページをごらんくださいませ。まず、最初に後期高齢者医療の仕組みについて御説明申し上げます。後期高齢者医療は、町村が徴収した保険料というものがございますが、その保険料を後期高齢者医療広域連合にそのまま支出するために同額を補正するということになっております。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目後期高齢者医療保険料でございます。１９５万４，０００円を減額し、７，５５６万６，０００円とするものでございます。これは特別徴収保険料が減ったものでございますが、この減となった理由につきましては、まず最初に当初、後期高齢者医療広域連合のほうの見込み額が立ちます。見込み額で予算を組んでおりましたけれども、亡くなられた方が昨年度よりも多かったために、それが影響したものだと思われています。

次に、歳出でございます。２款分担金及び負担金、１項広域連合負担金、１目広域連合分賦金、同じように１９５万４、０００円を減額し、１億１、８６１万円とするものでございます。これが先ほど一番最初に説明いたしました保険料と同額のものを減額するというところでございます。

以上になっておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりました。提案に対して質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第５５号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第５５号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第８ 議案第５６号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第８、議案第５６号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第５６号、専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第１号））でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細は、担当課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 失礼いたします。町民生活課長でございます。そういたしますと、お配りしてある別冊のほうの南部町墓苑事業特別会計補正予算書（第１号）のほうをごらんください。１ページ目でございます。

議案第56号

平成27年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日

専決 南部町長 坂本 昭文

そういたしますと、こちらのほうは歳出のほうから説明させていただきます。5ページをごらんください。まず、このたびは墓苑のほうの返還が多く、新規の申し込みがなかったため、不足額が生じておりましたので、歳出をなるべく減らし、その分足りない部分を確定したものを一般会計のほうから繰り入れるというものでございます。

では、歳出でございます。5ページ、総務費でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。こちらが13万1,000円を減額し、65万3,000円とするものでございます。説明のところに書いてございますように、需用費を11万7,000円、役務費を1万4,000円それぞれ減額するものでございます。

次に、第2款諸支出金、1項償還金、1目償還金でございます。59万7,000円を減額し、121万1,000円とするものでございます。こちらは返還のあった墓地の利用者さんに返還金を出したものでございまして、全部で5件ございました。59万7,000円を減額しております。

それから、3款予備費でございます。こちらも予備費は17万6,000円を減額いたしました。

続きまして、歳入でございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料でございます。補正額200万8,000円を減額いたしまして、墓地使用料をゼロ円といたしました。こちらゼロ円としましたのは、新規の申込者が全くなかったために全部減額をさせていただいたものでございます。

続いて、1款使用料及び手数料、2項手数料、1目墓地手数料でございます。3万8,000

円を減額し、72万3,000円とするものでございます。このうち1節の墓地手数料でございます。こちらは現年度分で、実績によりまして3万9,000円の減になりました。それから、2節墓地手数料の滞納繰り越し分でございます。こちらのほうを1,000円上げさせていただいておりますが、こちらが昨年度末に整理期間中に手数料が入らなかったために滞納となったものがございました。それを入れるために1,000円上げております。こちらのほうは6月に収入しております。

続いて、2款です。繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。歳出総額から歳入総額の見込みを引きまして、不足額を算出いたしました。その不足額が114万2,000円となりましたので、そちらのほうを一般会計から繰り入れさせていただくという予算組みをしております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりました。提案に対して質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 一般会計の補正予算の説明資料の44ページですけども、その一番下のところに利用者の高齢化、承継のない墓などにより返還を希望する者が増加傾向にある。墓苑の経営について再度見直しが必要だと思われる、担当課でしょうか、総務課でしょうか、そういうふうに向きづけをされておりますが、具体的にこれそういうことに手をつけていかなければいけないと思われませんが、どのような方向性を持っておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。最近、特に返還が多くなっております。その理由が、先ほども植田議員がおっしゃいましたように利用者が高齢化されて、なかなか墓守が大変になったということで、永代供養をされたりするということで墓地がえをされるということが大変多くなりました。それから、高齢化されている関係で身内の方が墓を寄せるといったようなことも行われているということで、だんだんうちの墓苑のほうからの利用の返還がふえてきているところです。

傾向としましてそういうところがございますので、今後どのようにというところ、具体的にはまだこれから決めていかないといけませんが、例えば近隣の町村などに永代供養のところがあつたりもします。もう少し近隣の様子などを調べさせていただいて、この利用料の取り扱いなども変わってきていらっしゃる場所も近隣にもあるようですので、もう少し調べさせていただいて個々の見直しをしていかないといけないじゃないかと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第５６号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第５６号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第９ 議案第５７号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第９、議案第５７号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第５７号、専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号））でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認をお願いするものでございます。

担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長、大塚でございます。別冊の平成２７年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算書（第１号）を参考にしてやってください。

議案第５７号

平成２７年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）

平成２７年度南部町の太陽光発電事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月31日

専決 南部町長 坂本 昭文

めくっていただきまして、事項別明細書の歳出のほうから御説明をさせていただきます。4ページをごらんください。歳出のほうでございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目維持管理費でございます。2,235万1,000円を増額いたしまして、6,948万6,000円とするものでございます。内容としましては右のほうに書いてございますけれども、減額するものにつきましては実績に応じた減額というふうになっております。大きいものについて御説明をいたします。委託料につきましては、施設管理の委託料につきまして実績に応じて減額ということになります。それから、工事請負費につきましてはのり面の崩れがありましたので、その修繕を行いました。その工種等を変更したことによる減額というふうになっております。また、積立金につきましては2,340万円の増額ということになります。

続きまして、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金でございます。100万円を減額し、総額338万7,000円とするものでございます。内容につきましては、町民公募債の年度中途の解約に備えて100万円を計上しておりましたけれども、中途解約がなかったため減額するものでございます。

続きまして、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費460万円を減額いたしまして、2万円とするものでございます。予備費を減額しまして、そのほかと合わせまして積立金の2,340万円を増額に充てるものでございます。

続きまして、前ページ、3ページにお戻りいただきまして、歳入を御説明いたします。歳入のほうでございます。第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金39万2,000円を増額いたしまして、39万3,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金ということになります。

続きまして、第3款諸収入、第1項収益事業収入、第1目売電収入ということでございます。1,582万7,000円を増額し、7,414万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末

及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前々年度、すなわち25年度末の現在高が5億1,100万円、前年度末の見込み高が4億9,780万円でございます。この差異につきましては、中国電力との連系につきまして負担金が確定したことに伴って1,320万円繰り上げ償還を行ったものでございます。

当該年度につきましてですけれども、起債の見込み額及び償還元金の見込み額がございませんでしたので、当該年度の残高見込み額が4億9,780万円ということになります。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりました。提案に対して質疑ありますか、ありませんか。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。1点だけ質問させていただきます。恐らく今回の補正提案は27年度実績をベースに出されておるのではないかと思います。太陽さんのお恵みというのは農作物も含めてこれだけ我が町への財政への恵みはあるんだと、祖父がよくおてんとうさまと、さまでつけておりましたが、本当に実感をしております。

質問は町民債、町民の方からお借りした1億円ぐらいでしたでしょうか、これに高い利子をつけてお返しをしなければなりません、そのめどのところでお伺いをしたいと思いますが、めどはそろそろついたのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。おっしゃるとおり1億の住民公募債、町民公募債を行いまして、1%の利息をつけております。ですので、この現在高でいうと大体もうことしぐらいで1億1,000万円以上蓄えがございしますので、5年間の償還ということになります。5年待たず、その財源は確保できているといったことを御報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第57号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第57号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。
ここで随時、暫時休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 1 1 時 2 6 分休憩

午前 1 1 時 2 8 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第 1 0 議案第 5 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 0、議案第 5 8 号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第 5 8 号、南部町監査委員の選任についてでございます。

平成 2 8 年 5 月 3 0 日から南部町監査委員を選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町寺内 3 6 2。氏名、仲田和男。生年月日、昭和 2 3 年 9 月 4 日生まれでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議案第 5 8 号、南部町監査委員の選任についてですが、私、きょう、提案された仲田和男さん、この方は面識もないですし、過去の実績がどういうことか全くわかりませんので、同意することはできません。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。いいですね。ありませんね。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第５８号、南部町監査委員の選任についてを採決いたします。

反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

議案第５８号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前１１時３１分休憩

午前１１時３２分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第１１ 議案第５９号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１１、議案第５９号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第５９号、南部町副町長の選任について。

南部町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南部町八金４４０。氏名、松田繁。生年月日、昭和３７年１０月７日生まれでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

５番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） 松田繁さん、本当に今回初めてお目にかかって失礼なことを言っ

てもいけませんけども、私の意見は坂本町長の町政に対する姿勢を問題にしたいと思います。
というのは、住民本位といいますか、住民が本当に主人公になる町政というのが本来あるべき
地方自治の姿だと私は思っておりまして、私のそういう理想といいますか、そういう姿から見
ると坂本町長は少し違うというふうに見ております。それを副町長として支えられるわけです
から同じ路線を走られると、こういうことになると思います。私は、そういうことをきちっと
今、今度の選挙でもいろいろ話題にもなりますが、住民目線というような話も出てまいりま
すが、そういう立場で町政を見てまいりますという意見を申し上げまして反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第59号、南部町副町長の選任についてを採決いたします。

反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第59号は、原案どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いた
しました。

よって、第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成28年第3回南部町議会
臨時会を閉会いたします。

午前11時35分閉会
